

T&M通信

～税務と経営～

2019年1月号

今月の経営チェックポイント✓

- 給与支払報告書、法定調書合計表等の提出月です。
(提出期限は1月31日)
- 償却資産税の申告月です。(申告期限は1月31日)
- 1月、2月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をしてください。
- 今月の祝日は14日(月)が成人の日です。
- 当事務所の昼休憩が45分間(11:45~12:30、12:30~13:15の2班交代制)となったため、営業時間が8:45~17:30に変更となりました。よろしくお願いたします。



納税期限スケジュール

- 納期特例事業者の方の源泉所得税の納付月です。
平成30年7~12月分の納付が必要です。(納期限は1月21日)
※この期限までに納付しなければ延滞税や不納付加算税がかかります。お気をつけください。
納期の特例を受けていない事業者の方につきましては当月の納期限は1月10日です。お間違えのないようお気をつけください。
- 個人の道府県民税・市町村民税の第4期分の納付期限月です。(納期限は1月31日)
- 労働保険料の延納申請をしている場合の第3期分の納期限は1月31日です。

着眼点「新年おめでとうございます—2019年変化の年の幕開けに際して—」

税理士 田中 彰

新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願い申し上げます。

さて、本年は変化の多い年になりそうです。まずは5月に新天皇が即位され元号が変わります。新元号は4月1日に発表と報じられましたが、平成は4月30日に終了するため新元号への対応は1ヶ月間の猶予しかなく、メールや印刷物など事務的な面においても混乱が予想されます。そのために皆様のお仕事にとって必要なことを考え準備しておいてください。政治の分野においては春の統一地方選挙と夏の参議院選挙があり、その結果による政局の動向にも注目しなければなりません。大きな変化が起こるのでしょうか。

そして、10月1日には消費税率が10%に引き上げられる予定です。これが断行されると軽減税率との複数税率になりますが、そのための条件として仕入れ税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス方式)の平成35年10月1日からの導入が決まっています。これが導入されると免税業者の益税は無くなると考えられます。軽減税率に反対していた財務省が譲歩した狙いはインボイス方式の導入にあったのかと思います。因みに平成31年10月1日から平成35年9月30日までの仕入れ税額控除の方式は、区分記載請求書等保存方式と呼ばれる経過措置的な方式です。(ここでは便宜上、平成31年5月以降も平成で記載いたします)

元来、免税の制度は消費税導入時の抵抗感の緩和と国側や事業者側の事務負担の軽減のためと聞いていましたが、後者については機械的な自動化の進展に伴い多量な事務処理が可能になったということがあるのでしょうか。消費税に対する事務的な処理にとどまらず、ITやAIの進展による社会や経済の変化も大きいと予

想されます。中小企業が直面する経営者や社員の高齢化と人手不足といった課題を克服するために、経営要素のあらゆる分野に IT や AI が活用され、本年はそれが大きく進む年になりそうです。

冒頭に本年が変化の多い年になりそうと申し上げました。そして皆様を取り巻く外部環境の変化について申し上げました。外部環境の変化に応じて経営内部の環境を変化させるアクションを起こすことが重要だと思います。皆さまの日々の業務はお忙しいと思いますが、長い1年の間の何時間は、しっかりとこのアクションについて考えていただきたいと思います。私たちはその一助となれる存在でありたいと願っています。本年が皆様にとりまして良い年でありますよう心より祈念申し上げます。

●新年のご挨拶

新年、明けましておめでとうございます。2019年4月1日に新しい元号が発表されるというニュースが速報として2019年1月1日にテレビで流れてきました。

昨年は何かと平成最後の〇〇という言葉を目にしましたが、では次の元号いったいどうやって決まるのだろうか？元号の言葉には何か意味があるのだろうか？という疑問を頂いたので、調べてみたことを今回は年号が変わる前に記載させて頂きたいと思います。まず、元号の選定条件として以下の6つがあります。

- (1) 国民の理想としてふさわしいような、よい意味を持つものであること。
- (2) 漢字2文字であること。
- (3) 書きやすいこと。
- (4) 読みやすいこと。
- (5) これまでに元号または送り仮名として用いられたものでないこと。
- (6) 俗用されているものでないこと。

それらを踏まえたいうで、元号は決まります。平成には『史記』五帝本紀の「内平外成(内平かに外成)」、『書経』大禹謨の「地平天成(地平かに天成)」からで「内外、天地とも平和が達成される」という意味があるそうです。

新しい元号は、平和、安久、太平、泰平、太成、和平、安始等多く予想されていますが、どういった元号になるのでしょうか？元号の発表や変わる瞬間は初めてなので、少し楽しみな気も私はしています。

—今回はお休みしましたが、次回はカナダ滞在記第3回を予定しています。

(文責：井上 知己)

●有給休暇の取得が義務化されます

平成31年4月より、有給休暇の内5日は使用者が取得させることが必要となります。有給休暇取得率の向上のため、年間付与日数10日以上(パート含む)の社員(パート含む)に対し、使用者(会社の規模は問わず)は、付与日から1年以内に5日の有給休暇を取得させなければならないのです。(但し、社員が自発的に取得した場合、その日数は除かれます)これに違反すると、最悪の場合、労働基準法違反として6か月以下の懲役または30万円以内の罰金が科される、とのこと。パートタイマーも例外ではありませんので、くれぐれもお気を付けください。年始から、今年度労働計画の見直しなどを行ってください。

□厚生労働省「FAQ パートタイム労働者の有給」

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/faq_ki_jyungyosei06.html

□厚生労働省「年次有給休暇の時期指定義務」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000350327.pdf>

(文責：中澤 里美)